明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（総務七）　二
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学四）　三
○社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（同五）　六
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件（総務八〇）　二〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八一）　二〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八二）　二〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八三）　二一
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八四）　二一
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八五）　二二
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八六）　二二
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八七）　二三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分・平成二十三年分・平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八八）　二三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八九）　二四
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分～平成二十八年分）を公表する件（同九〇）　二四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分・平成二十九年分）を公表する件（同九一）　二五
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業二）　二五
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学二六）　二六
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同二七）　二六
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件（同二八）　二七
○職業実践専門課程の名称に変更があった件（同二九）　二七
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件（同三〇）　二八
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（同三一）　二八
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同三二）　二九
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同三三）　二九
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（同三四）　三〇
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（同三五）　三〇
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同三六）　三一
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同三七）　三一
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（同三八）　三二
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三八）　三二
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（同三九）　三三
○昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件（農林水産四一三）　三三

（以下次のページへ続く）